

就労ボランティアグループたんぼっぼの会会則

(名称)

第1条 この会は、ボランティア たんぼっぼの会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、生きがいつくり、就労支援を行い、もって地域の活性化、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会会員は、たんぼっぼの会の登録者をもって構成する。

(活動)

第5条 会員は、本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地域住民の生きがいつくりに関する活動
- (2) 生活困窮者の就労支援に関する活動
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 役員 若干名
- (4) 会計監査 1名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 役員は会議に出席し、会務の重要事項の協議とその執行にあたる。
- 4 会計監査は、会の会計処理を監査し、総会で結果を報告する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会および役員会を会長が招集する。

- (1) 総会は、年1回開催し、活動報告、収支決算、計画立案、収支予算、役員選出、及びその他の事項について決定する。
- (2) 総会及び役員会は、出席者の過半数で成立する。
- (3) 議事は出席者の過半数で決する。

(登録資格の失効)

第9条 会員が次に該当した場合は登録資格を失効する。

- (1) 本人が登録の取り消しを申し出た場合
- (2) 特別の事情がなく、3か月以上活動に参加せず、継続の意思がない時
- (3) トラブルを起こした会員は、会長と面談し注意を促し、再発した場合は、登録資格を失効する。
- (4) 本会の名誉を傷つけ、他の会員に著しいトラブルを起こした場合

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、運営・活動等に関し必要な事項は役員会において別に定める。

(改廃)

第12条 この会則の改正及び廃止は、総会の承認を得なければならない。

(附則)

この会則は、令和元年8月1日から施行する。